

資源・ごみ集積所に関する協議書の作成について

渋谷区では「渋谷区共同住宅等及び事務所等の資源・ごみ集積所に関する指導要綱（平成16年4月1日施行）」以下「要綱」に規定する共同住宅等や事務所等を建設しようとする場合、「資源・ごみ集積所」を定め、その適正な使用について協議を行う必要があります。対象となる建築物を建設する方は、建築確認申請の前に、清掃事務所と協議のうえ届出をしてください。

1 対象建築物（要綱第3条）

※渋谷区清掃及びリサイクルに関する条例第56条第1項に該当する場合を除く。

（渋谷区清掃及びリサイクルに関する条例第56条第1項）

→延べ床面積が1000㎡以上の建築物又はワンルームマンション等建築物に廃棄物保管場所等の設置を義務付けている。

(1)住戸数が4以上の建築物

(2)店舗及び事務所数が4以上の建築物

(3)住戸数と店舗及び事務所の数を合算した数が4以上の建築物

(4)分譲、賃貸又は、自己の使用を目的として、一団の土地において建設される棟数が2以上かつ、住戸数と店舗及び事務所の数を合算した数が4以上の建築物

2 届出書類（要綱第5条）→正副2通作成

(1)協議書

(2)建築物の位置を示した案内図

(3)建築物の配置と集積所の位置を示した配置図

(4)その他（ストッカー等設置を予定される場合は別途届出が必要です。詳しくは清掃事務所担当者にお問い合わせください。）

3 集積所の基準（要綱第6条）

(1)他の用途と事業系一般廃棄物を区別できるようにすること。

(2)家庭廃棄物と事業系一般廃棄物を区別できるようにすること。

(3)最低1平方メートル以上あること。

(4)共同で使用する保管設備を設置する場合は、移動可能で、廃棄物の出し入れが容易であること。又、廃棄物の種別が表示してあること。

(5)「1 対象建築物」の(1)から(3)に該当する場合は、建築物1棟につき1箇所、(4)の建築物に該当する場合は1箇所位置を定めること。

(6)運搬車の運行に支障のない道路に面し、横付けできる位置であること。

4 建設者の責務（要綱第4条）

(1)近隣住民との調整

集積所の位置を定めるにあたり、以下に該当する場合は、近隣住民等と事前に調整する必要があります。

- ①建築物の敷地内又は敷地に隣接して集積所がある場合。
- ②建築物の敷地内に集積所の位置を定めることが困難で、隣接地又は、接する道路上に集積所の位置を定める場合。
- ③建築物の敷地内に集積所を定めることが困難で、既存の集積所を使用する場合。

(2)確認検査

建築物が完成した時は、居住者及び事業者が入居する2週間前までに集積所の確認検査を受ける必要があります。

5 所有者及び管理者の責務（要綱第7条）

(1)居住者への周知

廃棄物は、回収・収集日まで、個々の住居内及び事務所等において適切に保管させ、又、集積所を清潔に保つために、廃棄物の飛散・流出・臭気の発散を防ぐなど、廃棄物の適正な排出方法や集積所の管理方法について周知徹底してください。

6 宅地建物取引業者への依頼（要綱第10条）

新規入居者及び居住者に対する廃棄物の適正な排出方法、集積所の管理方法の周知について協力を依頼することがあります。

7 協議の要請・指導（要綱第9条、第11条）

清掃事務所では、集積所の位置及び使用などについて、所有者・居住者・近隣住民等に対し協議を要請することがあります。

又、廃棄物の適正な排出方法等について指導を行うことがあります。

◎協議の日程調整（予約）受付・問い合わせ

渋谷区清掃事務所 所在地：渋谷区渋谷一丁目2番17号 電話：03-5467-4300

協議受付時間：9時00分～15時00分

※担当者が確認検査等で不在の場合があります。事前に電話にて確認をお願いします。

又、協議等は予約制となっていますので、予約がない場合はお待ちいただくことがあります。

（予約優先）

協議書

年 月 日

渋谷区長 殿

建設者 住所

氏名

㊟

電話

渋谷区共同住宅等及び事務所等の資源・ごみ集積所に関する指導要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり協議します。

設計者	住所 氏名 電話 ()
建築物の所在地	
建築物の名称	
建築物の用途	
規模・構造	住戸数 戸 事業所数 所 (第3条(1)～(3)は以下記入) 敷地面積 m ² 床面積 m ² 地上 階 地下 階
資源・ごみ集積所(※)	<input type="checkbox"/> 専用集積所:敷地 <input type="checkbox"/> 内・ <input type="checkbox"/> 外 廃棄物の保管設備の使用 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 既存集積所:調整 <input type="checkbox"/> 済・ <input type="checkbox"/> 中 (月 日頃完了予定) <input type="checkbox"/> その他
廃棄物保管場所(※)	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有
管理形態(※)	<input type="checkbox"/> 常駐管理・ <input type="checkbox"/> 巡回管理・ <input type="checkbox"/> 自主管理・ <input type="checkbox"/> その他()
完成予定	年 月 日

下記事項について確認します。

- 1 集積所を利用する住民等の調整が必要な場合は、責任をもって確認検査まで行います。
- 2 排出の開始に当たっては、入居の2週間前までに清掃事務所に連絡し、集積所の確認検査を受けた上で行います。
- 3 この協議書の内容に変更が生じた場合は、清掃事務所と再度協議を行います。

[建設者が所有者及び管理者と同一である場合]

- 1 集積所の管理について、区の収集業務に支障がないようにするとともに近隣住民から苦情等の問題が生じた場合は、責任をもって解決します。
- 2 居住者等に次の事項を遵守させます。
 - (1)集積所及び廃棄物の保管設備を常に清潔に保つこと。
 - (2)収集当日は朝8時までには、廃棄物を集積所に持ち出すこと。
 - (3)事業系廃棄物については、業者委託すること。区の収集を受ける場合は、別途確認書を添付すること。
- 3 所有権が移る場合又は管理者が変更になる場合は、この確認事項を引き継ぐものとします。

[建設者が所有者及び管理者と同一でない場合]

- 1 所有者及び管理者に対して、所有者及び管理者の責務を確実に申し送ります。

(※) 該当する項目の□にチェックすること。
正副2通作成すること。